

福島県立医科大学

第7回 甲状腺検査専門委員会 診断基準等検討部会

次第

日時：平成26年1月19日（日）13:00～16:00

場所：コンベンションルーム AP東京駅八重洲通り 11階 K室

1 開 会

2 挨拶

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター
副センター長 山下俊一

3 委員紹介

4 議 事

【報 告】

- (1) 第6回 甲状腺検査専門委員会 診断基準等検討部会 概要記録
- (2) 県内検査実施機関（二次検査・一次検査）について
- (3) 県内講習会および認定試験について
- (4) 第13回検討委員会について

【協 議】

- (1) 第14回検討委員会について
- (2) 手術症例について
- (3) 県民健康管理センターから保険診療担当医療機関への連携運用について

5 その他

6 閉 会

配布資料

- 第7回 甲状腺検査専門委員会 診断基準等検討部会 次第
- 第7回 甲状腺検査専門委員会 診断基準等検討部会 名簿
- 第7回 甲状腺検査専門委員会 診断基準等検討部会 座席表

(報告)

- 報告1 第6回 甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会 概要記録
- 報告2 県内検査実施機関（二次検査・一次検査）について
- 報告3 県内講習会および認定試験について
- 報告4 第13回検討委員会資料

(議題)

- 議題1-1 甲状腺検査（一次検査）実施状況（県内検査）
- 議題1-2 甲状腺検査（一次検査）実施状況（県外検査）
- 議題1-3 都道府県別 甲状腺検査（県外検査）受診状況
- 議題1-4 医療機関別 甲状腺検査（県外検査）受診状況
- 議題1-5 甲状腺検査（一次検査）の判定区分別（結節・嚢胞）による集計
- 議題1-6 甲状腺検査（二次検査）実施状況
- 議題1-7 甲状腺検査（二次検査）検査初診者数及び検査実施率
- 議題1-8 穿刺吸引細胞診等結果概要
- 議題3 県民健康管理センターから保険診療担当医療機関への連携運用案

第7回 甲状腺検査専門委員会 診断基準等検討部会 名簿

【委 員】

	所属機関	職	氏名	出欠
1				○
2				○
3				○
4				○
5				×
6				○
7				○
8				×
9				○
10				○
11				○
12				○
13				×
14				○
15				×
16				○
17				○
18				○
19				○
20				○
出席可能人数合計				16

※50音順にて作成

【協力委員】

	所属機関	職	氏名	出欠
1				○

【福島県立医科大学 関係教職員】

	所属機関	職	氏名	出欠
1	福島県立医科大学	国立大学法人長崎大学理事 福島県立医科大学副学長 放射線医学健康管理センター副センター長	山下 俊一	○
2	福島県立医科大学	甲状腺内分泌学講座 主任教授 放射線医学県民健康管理センター 甲状腺部門 部門長	鈴木 眞一	○
3	福島県立医科大学	臨床検査医学講座 主任教授 放射線医学県民健康管理センター 甲状腺部門 副部門長	志村 浩己	○
4	福島県立医科大学	放射線健康管理学講座 教授	大津留 晶	○
5	福島県立医科大学	甲状腺内分泌学講座 教授 放射線医学県民健康管理センター 甲状腺部門 副部門長	鈴木 悟	○
6	福島県立医科大学	病理病態診断学講座 教授	橋本 優子	○
7	福島県立医科大学	甲状腺内分泌学講座 准教授 放射線医学県民健康管理センター 甲状腺部門 副部門長	福島 俊彦	○
8	福島県立医科大学	放射線健康管理学講座 准教授 放射線医学県民健康管理センター 甲状腺部門 副部門長	緑川 早苗	○
9	福島県立医科大学	放射線医学県民健康管理センター 広報部門 部門長 特命教授	松井 史郎	○

【福島県立医科大学 関係事務職員】

	所属機関	職	氏名	出欠
1	福島県立医科大学	放射線医学県民健康管理センター 主幹	黒澤 涼一	○
2	福島県立医科大学	放射線医学県民健康管理センター 副課長	高島 光二	○
3	福島県立医科大学	放射線医学県民健康管理センター 主任医療技師	逸見 正彦	○
4	福島県立医科大学	放射線医学県民健康管理センター 医療技師	高橋 智里	○
5	福島県立医科大学	放射線医学県民健康管理センター 主事	加藤 繁	○

AP東京八重洲通り
11階 K室

スクリーン

プロ
ジェク
ター

福島県立医科大学
山下 俊一

福島県立医科大学
鈴木 眞一

福島県立医科大学
志村 浩己

福島県立医科大学
大津留 晶

事務局席

松井 史郎
福島県立医科大学

緑川 早苗
福島県立医科大学

福島 俊彦
福島県立医科大学

橋本 優子
福島県立医科大学

鈴木 悟
福島県立医科大学

出入口

第 6 回 甲状腺検査専門委員会 診断基準等検討部会 概要記録

日時：平成 25 年 11 月 3 日（日）13：00～16：30

場所：コンベンションルーム AP東京駅八重洲通り 13階 B室

1 報告

- (1) 第 5 回 甲状腺検査専門委員会 診断基準等検討部会 概要記録
- (2) 甲状腺検査（一次検査）実施状況（県内検査）
- (3) 甲状腺検査（一次検査）の判定区分別（結節・嚢胞）による集計
- (4) 甲状腺検査（二次検査）実施状況
- (5) 県外検査機関における甲状腺検査実施状況
 - ・報告 1 から 5 について資料に基づき説明が行われた。

2 協議

- (1) 癌症例についての経過報告
- (2) 低分化癌などの特殊型について
- (3) 細胞診結果について
- (4) 濾胞性腫瘍の取り扱いについて
 - ・事例紹介を行い、意見交換がなされた。
- (5) 県外二次検査拠点の基準等について
 - ・県外二次検査拠点の基準について、各委員から意見を伺った。
- (6) 県内講習会および認定試験について
 - ・認定試験の受験資格の説明や 12 月に認定試験を行う予定であることについて報告が行われた。
- (7) びまん性甲状腺腫の取り扱いについて
 - ・びまん性甲状腺腫の取り扱いについて各委員から意見を伺った。
- (8) 保険診療後の紹介先からの情報のフィードバック
 - ・紹介先からの情報のフィードバックについてどのように行うかについて議論が行われ、継続審議となった。

5 その他

- 第 7 回甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会の開催について
- ・次回の開催は平成 26 年 1 月 19 日（日）を予定している。

県内検査実施機関（二次検査・一次検査）について

1 県内検査実施機関（二次検査）

福島県（保健福祉部）において、モデル的な「県内検査拠点」として、星総合病院（郡山市）、福島労災病院（いわき市）を選定し、福島県立医科大学と甲状腺検査に関する協定を締結し、「県内検査実施機関」として平成25年7月より、毎週1回二次検査を実施している。

2 県内検査実施機関（一次検査）

平成26年度からの本格検査を踏まえ、甲状腺検査を長期、継続して実施する環境を構築し、県民がより身近な医療機関で検査を受けることができるよう、福島県内で検査を担う医療機関の募集を福島県（保健福祉部）で行い、第1期として41医療機関を指定した。

公募した際の条件は別紙「甲状腺検査実施基準」に定めている条件と同様とした。

なお、県が指定した41機関の内訳は、

(1) 専門医がいる県内検査拠点（9医療機関）

説明会を行い、福島県立医科大学と甲状腺検査に関する協定を締結し、一次検査を実施していただく予定である。

(2) 甲状腺超音波検査認定委員会の認定医師がいる県内検査拠点（32医療機関）

説明会を行い、認定医は福島県立医科大学が行う出張検査に参加していただいた後に協定を締結し、一次検査を実施していただく予定である。

※ 今後も県において募集を行い、一次検査、二次検査の県内検査拠点を増やす予定である。

甲状腺検査実施基準

平成 24 年 5 月 22 日センター長制定

一部改正 平成 25 年 10 月 2 日

1 一次検査

(1) 超音波機器の条件

検査に使用する超音波検査機器は、次の全てを満たすものを使用する。

- ア 周波数が 10MHz 以上のプローブを備えていること。
- イ カラー Doppler 機能を備えていること。
- ウ DICOM 規格の静止画が保存できること。
- エ DICOM 規格の動画（マルチフレーム）が保存できること。
- オ 保存したデータを記憶媒体に保存できること。

(2) 検査施設の条件

ア 以下のいずれかの学会が認定する専門医が勤務（常勤・非常勤は問わない。）していること。

医師	日本甲状腺学会、日本内分泌外科学会、日本甲状腺外科学会、 日本超音波医学会（甲状腺・体表・総合）※ ¹ 日本内分泌学会（小児科）※ ²
----	---

イ 甲状腺超音波検査認定委員会認定医師※³が勤務（常勤・非常勤は問わない）していること。

なお、甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会（学外専門委員会）が上記ア、イの者と同等の者がいると判断した場合は、この限りではない。

(3) 検査者の条件

ア 以下のいずれかの学会の専門医または専門技師であること。

医師	日本甲状腺学会、日本内分泌外科学会、日本甲状腺外科学会、 日本超音波医学会（甲状腺・体表・総合）※ ¹ 日本内分泌学会（小児科）※ ²
技師	日本超音波医学会認定超音波検査士（体表臓器）

各学会名の後ろの（ ）内は各学会の専門領域を想定している。

- イ 甲状腺超音波検査認定委員会認定医師※³
- ウ 甲状腺超音波検査認定委員会認定技師※⁴

エ アもしくはイの指導・助言の下で検査を行う場合は、ア、イが検査者として
適当であると認めた医師又は技師であること。

ただし、アの技師が指導・助言できるのは技師に限る。

※¹日本超音波医学会において、専門領域（受験コース）に分かれる前に専門医になっ
た方については、個別に確認するものとする。

※²日本小児内分泌学会の会員で日本内分泌学会（小児科）の専門医である医師。

※^{3、4}甲状腺超音波検査認定委員会認定医師、技師とは、（社）福島県医師会が主催す
る甲状腺超音波検査講習会を受講後、試験に合格し、同医師会が設置する機関に認
定された医師又は技師。

なお、甲状腺超音波検査認定委員会認定医師又は技師が福島県外に異動した場合
でも、甲状腺検査の検査者としての資格は有する。

ただし、資格取得後は2年ごとに甲状腺超音波検査講習会の受講が必要。

2 二次検査

(1) 超音波機器の条件

検査に使用する超音波検査機器は、次の全て満たすものを使用する。

ア 周波数が10MHz以上のプローブを備えていること。

イ カラーDプラ機能を備えていること。

ウ DICOM規格の静止画が保存できること。

エ DICOM規格の動画（マルチフレーム）が保存できること。

オ 保存したデータを記憶媒体に保存できること。

(2) 検査施設の条件

以下のいずれかの学会が認定する専門医であること（常勤・非常勤は問わない）。

なお、甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会（学外専門委員会）が、以下
の者と同等の者がいると判断した場合は、この限りでない。

ア 日本甲状腺学会、日本甲状腺外科学会、日本内分泌外科学会

イ 日本超音波医学会（甲状腺・体表・総合）

ウ 日本臨床細胞学会（総合）

(3) 検査者の条件

ア 超音波検査

(ア) 以下のいずれかの学会が認定する専門医であること（常勤・非常勤は
問わない）。

(a) 日本甲状腺学会、日本甲状腺外科学会、日本内分泌外科学会

- (b) 日本超音波医学会（甲状腺・体表・総合）
- (イ) アの指導・助言の下で検査を行う場合は、アが検査者として適当であると認めた医師又は技師であること。

イ 穿刺吸引細胞診

日本臨床細胞学会が認定する専門医（総合/乳腺・甲状腺）であること。

附 則

この基準は、平成 24 年 5 月 22 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 25 年 10 月 2 日から適用する。

県内講習会および認定試験について

1 甲状腺超音波検査講習会及びハンズオンセミナー

福島県が行っている「県民健康管理調査」甲状腺検査の実施にあたり、本県医師、技師の参加実現のため、甲状腺スクリーニングに必要な甲状腺の知識と超音波検査に関する知識及び手技の習得をさせるとともに、認定作業を行うことを目的として、福島県医師会会員、県内に在籍している医師、超音波検査士、臨床検査技師及び放射線技師を対象にして、講習会及びハンズオンセミナーを福島県医師会等の主催で平成24年3月から各12回開催し、延べ約1400人の受講があった。

講師は、本部会の委員を始め、支援7学会から派遣いただいている。

2 認定試験内容

(1) 受験資格

上記講習会3回、ハンズオンセミナー基礎編、応用編各1回受講者

(2) 資格認定機関

福島県医師会が設置する甲状腺超音波検査認定委員会
(委員長：貴田岡正史先生)

(3) 試験実施日

- ・ 第1回 平成25年12月1日(日) 147名受験
- ・ 第2回 平成26年1月13日(月) 89名受験